

宍道湖・中海水産資源維持再生構想の概要

1. 構想期間と目標

(1) 構想期間

平成18年度から22年度の5ヶ年間とする。

(2) 目標値

既に日本の汽水湖における漁業生産量第一位の位置を占める宍道湖においては、漁業者自らによる資源管理の取り組みが進められており、漁業経営も比較的安定している。したがって、現状の漁業を維持保全していくことが重要である。

また、かつては宍道湖に匹敵する漁業生産を誇った中海においては、平成15年の漁獲量(島根県)はわずか244トンに留まり、しかも年々減少している状況にあることから、環境修復・水質改善のための施策を基盤としながらも、資源の積極的増殖のための施策を推し進め、漁業の復活再生を目指した取り組みを進めていく。

具体的な目標値は以下のとおりとする。

宍道湖：平成15年の漁獲量7,443トンを維持することを目標とする。

中海：今後実施される森山堤防の開削等により、中海を巡る漁場環境に変化が生じることが予想されるため、当面の目標値設定は困難である。長期的には、中海の水域面積がほぼ現状の姿となった昭和50年代半ばの漁獲量1,000トンを将来目標として、漁業の復活・再生に向けた取り組みを行っていく。

(3) 進行管理

関係機関による宍道湖・中海水産資源維持再生構想検討委員会(仮称)を設置し進行管理するとともに、結果については県ホームページ等で公表する。

2. 水産資源維持再生施策

宍道湖・中海の水産資源の維持再生を図っていくためには、有用魚介類の増殖・管理のための施策はもちろんのこと、水質改善や環境改善に対する他施策と密接に連携を取り合い、総合的に推し進めていく必要がある。

そのため、県の関係部局はもとより、水域の管理者である国(国土交通省)、沿岸市町、漁協・漁業者、住民とも協同して施策を推進していくこととする。

具体的には、以下の施策を実施する。

(1) 宍道湖

ヤマトシジミ資源の永続利用	シジミ漁場改善事業(湖底耕耘)等
ワカサギ・シラウオ資源の回復と維持	産卵場の保護(保護区設定、禁漁、種苗放流)等
魚介類幼稚仔の保護	竹林型増殖場設置事業等
魚介類が育ちやすい基盤づくり	ヨシ帯造成等(国交省実施)
水質環境の保全 監視	水質改善事業(関係機関連携)

(2) 中海

有用二枚貝漁場造成対策	浅場造成(国交省実施) 母貝の添加等
魚介類の積極的増殖	島根県・鳥取県連携によるヨシエビ等種苗放流
魚介類の資源管理の推進	島根県・鳥取県連携による統一的な漁業秩序の確立等
本庄水域の積極的利用	浅場機能基本調査(西部承水路堤防撤去後の浅場の有効利用等)
有用藻類の増養殖	アオノリ養殖の振興
水質環境の保全 監視	水質改善事業(関係機関連携)

3. 関係者の役割

	県	市町	漁協・漁業者	国(国交省)	住民等
構想の策定及び進行管理					
魚介類が育ちやすい基盤づくり					
水産資源維持再生施策					
施策を行ううえで必要な調査の実施					
水質改善対策・監視					

(注： 実施、 協力・支援)